



鳥取県公報

平成12年3月14日(火)

第7162号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保険医療機関等の指定（保険課）	1
	大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示 (経営流通課)	1
	土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）	2
	県営土地改良事業計画の変更（〃）	2
	土地改良事業の認可申請の適否の決定（2件）（〃）	3
	保安林の指定予定（2件）（森林保全課）	3
	保安林の指定の解除予定（〃）	4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集	5

告 示

鳥取県告示第138号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43ノ3第1項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人悠志会岸本内科医院	八頭郡郡家町大字池田206-1	平成12年3月1日
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690	〃
医療法人森本歯科医院	倉吉市明治町1031-26	〃
鳥取県職員診療所	鳥取市東町一丁目271鳥取県職員会館内	〃
観歯科医院	鳥取市吉方町二丁目551	〃
井尻歯科医院	鳥取市雲山110-38	〃
みちだ歯科クリニック	鳥取市田島722	平成12年3月5日
湖東医院	鳥取市湖山町北六丁目617	平成12年3月14日
薬局いわがき	米子市角盤町一丁目42	平成12年3月1日
アイ調剤薬局北条店	東伯郡北条町国坂720-3	〃

鳥取県告示第139号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので。大規模小売店舗

における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条の2第3項の規定により告示する。

平成12年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社ヤマダ電機	ヤマダ電気テックランド米子店	米子市西福原1669-1ほか

鳥取県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市成実土地改良区の定款の変更を平成12年3月7日認可したので、同上第3項の規定により告示する。

平成12年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業河原地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年3月15日から20日間

3 縦覧に供する場所

河原町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第142号

倉吉市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業志津地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年3月15日から20日間

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第143号

気高町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業日光地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年3月15日から20日間

3 縦覧に供する場所

気高町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第144号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市河来見字大二子谷948、字大二子谷頭949の19から949の22まで、字熊谷950、955から958まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第145号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町豊房字上の場1843、1844、字下的場1849から1855まで、1857から1859まで、字轟谷1867から1870まで、字向原1871の5から1871の10まで、1871の12、字下栗ヶ谷1872の1、1872の2、1873の1から1873の3まで、1874から1878まで、字上栗ヶ谷1879、1880、1882から1886まで、字打廻1890から1893まで、字向林ノ一1935、字大塔林1977の1から1977の4まで、1978の1、1978の2、1979から1985まで、字午前ノ曾祢1986、1987、字大谷平1988の1、1988の2、1989、字箕ヶ平1990から1993まで、字栗ヶ谷1994の2、1994の4から1994の20まで、1994の22から1994の37まで、1994の45から1994の48まで、3804、字佛谷平1995の1、字新山林ノ二2019から2027まで、2030、字向林ノ四2077、字向林ノ五2079

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上的場1843、1844、字下的場1849から1855まで、1857から1859まで、字轟谷1867から1870まで、字向原1871の5から1871の10まで、1871の12、字下栗ヶ谷1872の1、1872の2、1873の1から1873の3まで、1874から1878まで、字上栗ヶ谷1879、1880、1882から1886まで、字打廻1890から1893まで、字向林ノ一1935、字大塔林1977の1から1977の4まで、1978の1、1978の2、1979から1985まで、字午前ノ曾祢1986、1987、字大谷平1988の1、1988の2、1989、字箕ヶ平1990から1993まで、字栗ヶ谷1994の2、1994の5から1994の20まで、1994の22から1994の37まで、1994の45から1994の48まで、3804、字佛谷平1995の1、字新山林ノ二2019から2027まで、2030、字向林ノ四2077、字向林ノ五2079

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第146号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字郡家字通り谷西平745の4・745の5（以上2筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

平成12年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成12年3月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成12年3月21日（火）午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県選挙管理委員会規則の改正等について
 - (2) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
 - (3) その他

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成12年度（平成12年4月から平成13年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成12年3月24日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額2,200円。年額26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥取県公報購読申込書

鳥取県知事 片山善博 様

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

申込者
住所
氏名

㊞

（法人にあっては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

記

購読期間	年 月から 年 月まで
購読部数	部
送付先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。